

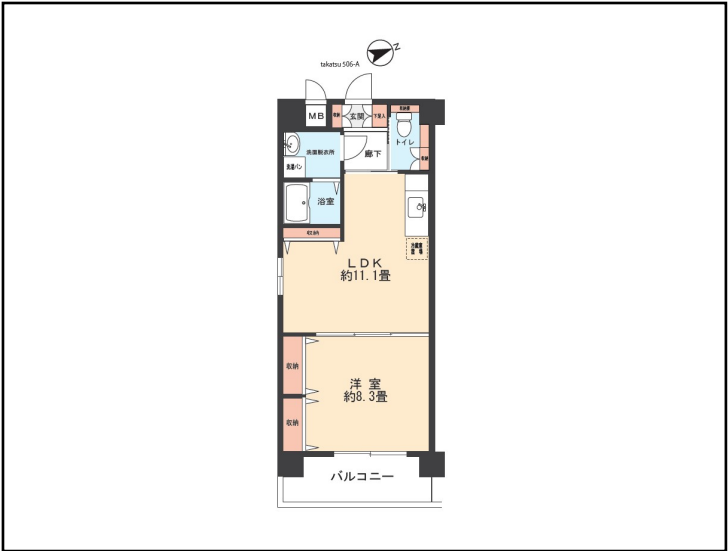
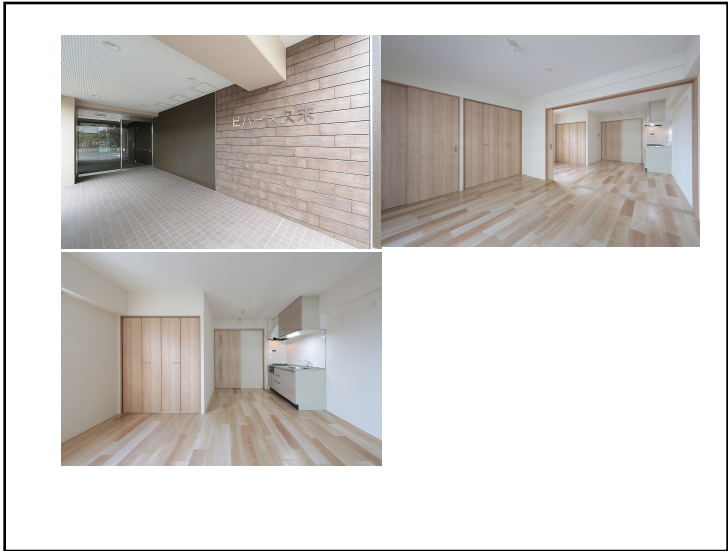
礼金 0円

更新料 0円

仲介手数料 0円

ビバース久末 401（随時）号室

所在地	賃料 共益費	敷金 その他費用	間取 専有面積	方角
川崎市高津区久末 1 8 0 0 番地 2 6	106,000円 5,000円	3ヶ月 基礎サービス 費3,443円	1LDK 46.11㎡	-



交通	JR南武線/武蔵中原駅 バス10分 「蟹ヶ谷」 下車徒歩3分		
建物構造	RC造	建物階建	4階/4階建
築年数	築08年	駐車場	あり
フリーレント	なし	保険	火災保険加入要
保証会社	賃貸保証会社加入可(審査あり)		
物件設備	エレベーター、オートロック、都市ガス ※緊急時対応サービス料 月額2,343円 ※生活相談サービス料 月額1,100円		
住戸内設備	モニター付きインターホン、収納、エアコン、追い炊き機能、室内洗濯機置き場、洗面所独立、システムキッチン		
備考	★この住宅の家賃補助の期間は 2 0 3 6 年（令和 1 8 年） 4 月 3 0 日までです。 ・全室バリアフリー対応しております。(ケア付き住宅ではありません。) ・浴室・トイレ等に手摺があります。 ・緊急通報システムが室内に設置されております。 ・高優賃制度期間中は公社高齢者住宅相談員に生活相談ができます。 ・高優賃制度期間中は礼金、更新料、手数料はかかりません。 ***** ◆ 入居資格要件 ◆ 申込みを申込みをされる方は、次の事項の全てに該当している必要があります。 1．申込時に、川崎市内に住民登録（国籍は問いません）をしているか、又は川崎市内の勤務先に 1 年以上勤務している方 2．自ら居住するための住宅を必要としている方（他人に貸したり、セカンドハウスとして利用することはできません） 3．申込時に申込者が満60歳以上で、次のいずれかに該当する方（世帯を不自然に分割して申し込むことはできません） (1) 単身の方		

(2) 同居者がいる方

ア 配偶者

内縁関係にある方、婚約者を含みます。年齢は問いません。

※1 60歳未満でも入居することはできますが、申込者が退去した場合、同居者の方は満60歳に達するまで補助金はつきません。

※2 内縁関係にある方の場合は、お互い戸籍上の配偶者がなく、住民票上の続柄が「妻(未届)」又は「夫(未届)」と記載のある方に限ります。

※3 婚約中の場合は、書類審査時まで婚姻を証する公的証明書(戸籍謄本等)の提出が必要となります。

イ 満60歳以上の親族

4. 申込者及び同居者が入居時に自立した生活ができる健康状態である方(申込者又は同居者の支援により日常生活を営むことができる方を含みます)

なお、常時介護を必要とされる方でも、在宅介護を受けながら日常生活を営むことができれば入居資格が認められる場合があります。詳しくは、お問合わせください。

5. 所得(月額)が487,000円以下で、毎月の家賃等を支払うことができる方

6. 連帯保証人及び身元引受人を選定できる方(連帯保証人と身元引受人を兼ねることもできます)

・連帯保証人は、原則として川崎市内に在住する親族の方で、入居者に家賃の滞納があった場合は、入居者負担額を支払っていただきます。

なお、連帯保証人を立てられない場合は、公社指定の保証会社を利用することができます。この場合、保証会社による審査を別に行う必要があり、保証委託料が発生します。

・身元引受人は、原則として川崎市内に在住する親族の方で、入居者の身体状態に変化があった場合入居者が自立した日常を営めなくなった場合に適切な対応が可能で、原則として契約終了時には入居者の身柄、家財等を引き取っていただきます。(詳しくは、お問合わせください)

7. 住民税及び家賃(現在の賃貸住宅)の滞納がない方(資格審査時に滞納があった場合は、原則として入居をお断りすることになります)

8. 公社が定める了解事項を遵守し、円満な共同生活を営める方

9. 申込み、資格審査、入居時等に必要な書類を公社の指定する日までにすべて提出できる方

◆ 補助金について ◆

世帯の所得月額に応じて、川崎市と国から家賃に対し補助金が支給されます。

【入居者負担率表】

所得区分 所得月額 入居者負担率

ア 104,000円以下 家賃の65%

イ 104,001円～123,000円 家賃の75%

ウ 123,001円～139,000円 家賃の85%

エ 139,001円～158,000円 家賃の95%

オ 158,001円～487,000円 家賃の100%

※「所得月額」の計算方法については、公社までお問い合わせください。

◆ 補助期間について ◆

補助期間は、2036年(令和18年)4月30日までです。

◆ 負担額について ◆

家賃から補助金を差し引いた金額(=入居者負担額)に、共益費等の必要経費をあわせた金額が入居者の負担となります

※補助期間終了後は、本来の家賃を負担していただきます。

◆ 収入等の申告について ◆

補助金の支給期間は、1年間(1月1日～12月31日)となります。

翌1年間分の補助金の支給額を決定するため、毎年10月1日を基準日に前年の収入等を申告していただきます。

※生活状況の把握も含めているため、補助金支給の有無に関わらず、全世帯が対象となります。

※申告がない場合は、翌年から補助金が支給されませんので、本来の家賃を負担していただきます。

【主な提出書類】

○ 家賃補助申請書

○ 住民票

○ 所得確認ができる書類(課税額証明書など)

○ その他(生活状況調査書、障害者手帳の写しなど)

◆ その他費用について ◆

入居者負担額の他に、次の費用を負担していただきます。

1. 共益費

住宅内の共用部にかかる費用(清掃など)

2. 基礎サービス費(緊急通報対応サービス)

居室内に設置している緊急通報装置の利用料及び警備会社の対応費用となります。緊急時に緊急通報装置のボタンを押すと警備会社が駆けつけ、必要に応じて然るべき機関へ連絡をする等の対応をします。

※費用については、物価動向などの状況に応じて改定することがあります。

申込資格等の詳細については同ホームページ内「高齢者向け優良賃貸住宅」の「詳しくはこちら」をご確認
いただくか、
申込専用ダイヤル（044-230-1759）へお問い合わせ下さい。

【問い合わせ先】 川崎市住宅供給公社 TEL：044-230-1759（申込専用ダイヤル）
住所：神奈川県川崎市川崎区砂子1-2-4 川崎砂子ビルディング 2階
営業時間：平日・土日 8時30分～11時30分、13時00分～17時00分
※土日は窓口での受け付けは行っておりません。電話受付のみとなります。